



立川市会計年度任用職員
(時給制)
募集案内

《令和4年4月採用》

臨時臨床心理士（テスター）

応募締切：令和4年3月31日

立川市教育部教育支援課
令和4年3月

立川市会計年度任用職員（時給制・臨時臨床心理士）採用試験募集案内

身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職種	臨時臨床心理士
仕事の内容	① 知能検査の実施及び保護者への説明(WISC-IV、田中ビネーV) ② その他立川市教育委員会教育長が必要と認めること
学歴（履修科目）	不問
必要な経験等	下記の要件をすべて満たす方 ① 「WISC-IV」「田中ビネーV」の実施、解釈及び保護者へのフィードバック（説明）ができること
必要な免許・資格	下記のいずれかに該当する方 ① 公認心理師の資格を有する方 ② 臨床心理士の資格を有する方 ③ 臨床発達心理士の資格を有する方 ④ 大学または大学院において心理学を主として専攻し修了した方
採用人数	若干名
任用期間	令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月 31 日まで ※ 任用開始日については状況によって相談可 ※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。
勤務場所	立川市教育委員会教育支援課 (立川市錦町三丁目 2 番 26 号 子ども未来センター 1 階)
勤務日・勤務時間	週 1 日（土曜日） 8 時 45 分～17 時（休憩 45 分） 時間外勤務：原則なし
休日・休暇等	【週休日・休日】 ・月曜から土曜日までのうち 5 日間で週休日の曜日は固定 ・日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） 【有給の休暇】 年次有給休暇（初年度 1 日）、事故休暇 【無給の休暇・休業】 病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、産前産後休暇、育児休業、部分休業
報酬・手当	1 時間あたり 2,000 円 ※ 規定により、別途通勤費相当の報酬を支給します。
社会保険	※ 災害補償については、労働災害補償を適用します。
選考方法	書類選考（履歴書及び職務経歴書）、面接試験 一次試験：書類選考（履歴書及び職務経歴書） 二次試験：面接試験

面接日程等	<p>日程：調整により決定</p> <p>場所：立川市子ども未来センター</p> <p>※ 面接日時については、お電話でご連絡いたします。</p> <p>※ 面接日程等は、都合により変更することがあります。</p>
応募方法	<p>【提出書類】</p> <p>① 履歴書：市販の履歴書（写真貼付・勤務可能な曜日を明記）</p> <p>② 職務経歴書：形式不問</p> <p>③ 資格証明書の写し</p> <p>④ 返信用封筒：長形3号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して84円切手を貼付（選考結果通知用）</p> <p>【郵送申込】</p> <p>① 提出期限</p> <p>令和4年3月31日（木）【必着】</p> <p>※ 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。</p> <p>② 郵送先</p> <p>〒190-0022 立川市錦町三丁目2番26号 子ども未来センター 立川市教育支援課 臨時臨床心理士採用担当宛</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付期間及び時間</p> <p>令和4年3月31日（木）まで</p> <p>月曜～金曜日の9時～17時（時間厳守）</p> <p>② 受付場所</p> <p>立川市教育支援課窓口 （子ども未来センター1階 子ども総合相談窓口）</p>
その他	<p>✓ 試験結果については、可否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。</p> <p>✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。</p> <p>✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。</p> <p>✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。</p>
お問い合わせ	<p>月曜～金曜日の9時～17時（12時～13時は除く）</p> <p>教育支援課 担当：藤間</p> <p>電話 042-523-2111 内線 4034 直通電話 042-506-0018</p>

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

(地方公務員法第16条の欠格条項)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等)が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。